

# 「京もの担い手育成事業」企画・運營業務 仕様書

## 1 業務名

「京もの担い手育成事業」企画・運營業務

## 2 事業の趣旨

本市においては、伝統産業の振興を図るため、これまで技術継承、商品開発、販路開拓支援など様々な施策を行っており、その成果として、自社製品の開発や海外の販路開拓など、一定の成果を上げる若手の職人が出てきている。

しかし、企業として成長するにあたり必要な、広報、営業、販売、雇用といった経営面のノウハウやスキルの不足により、事業に課題を抱えている職人も多く存在している。

本事業は、伝統産業の未来を担う若手職人が抱える課題を、コーディネーターによる助言の下、学生や社会人のインターンシップ生とともに解決することで、職人がものづくりの技術だけでなく経営能力を身につけると同時に、インターンシップ生が伝統産業の魅力に直に触れる機会をつくり、新たな伝統産業の使い手・伝え手を生み出すことによって、伝統産業を持続可能な産業として発展させることを目的とする。

## 3 業務の内容

### (1) 事業のコーディネート

事業全体の計画を立て、適切に進捗管理を行うこと。

### (2) 参画する職人の選定

本市がこれまで技術獲得や販路開拓等の支援を行ってきた若手の職人（※）を対象として4月中旬に開催する説明会において、事業に参画する職人を募集するために必要な協力を行うこと。

また、応募者の中から、意欲があるものの、経営面のノウハウが不足しているために事業に課題を抱えており、支援を希望する職人（2名～3名）を面談のうえ選定すること。

※ 「未来の名匠」認定者、「京の伝統産業わかば会」会員、「京ものユースコンペティション」の受賞者のいずれかを想定。（50歳を上限）

### (3) 課題の洗い出し等

選定した職人が抱える課題を特定すること。また、職人が抱える課題の解決に必要な知識・スキル等の取得に必要な取組を実施すること。

### (4) インターンシップ生募集にあたっての協力

本市が開催するインターンシップ生向けの説明会や大学等への周知など、インターンシップ生の募集に協力すること。

### (5) プログラムの実施及び調整

インターンシップ生と職人とのマッチングを行い、職人の課題解決はもとより、インターンシップ生の学びにつながるようなプログラムを企画、実施すること。

また、プログラムの実施にあたり、事業者及びインターンシップ生との調整や連絡を行い、フォローアップできる体制を整えること。

### (6) 事業報告

実施結果の分析を行い、事業終了後報告書を提出すること。

なお、次年度の募集にあたり当該報告書を活用する可能性がある。

#### 4 成果物

- ・事業報告書3部
- ・事業報告書データ一式

#### 5 事業実施時期

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

#### 6 契約条件

##### (1) 契約形態

委託契約

##### (2) 委託金額の上限

2,800千円（消費税及び地方消費税込み）

なお、委託金額には、職人及びインターンシップ生募集のための説明会の開催経費及びプログラム実施に必要となる経費（会場費、保険料、材料費等）を含むものとする。インターンシップ生への交通費は含まれないため、必要な場合は受託者が負担すること。

※ 本件に係る令和5年度予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、当該業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、落札者はその費用を京都市に請求することはできない。また京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、同様とする。

##### (3) 支払い

受託者からの請求により、支払う。原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認める。

#### 7 その他、注意点

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、著しい物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。
- (2) 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (3) 本市が必要であると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。また、業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。
- (4) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (5) 本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については都度協議すること。

以 上